

書式第 17

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査に関する事情説明】

1. 実施状況説明

(1) 実施行為（実施準備行為）の特定

(2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期

(3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料

2. 緊急性を要する状況の説明

3. 先行意匠調査

4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

〔備考〕

- 1 実施関連出願であることを理由として早期審査の申出をするときは、「【早期審査に関する事情説明】」の「1. 実施状況説明」、「2. 緊急性を要する状況の説明」、「3. 先行意匠調査」及び「4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載」は、「意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」に従って記載する。
- 2 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 3 早期審査に関する事情説明補充書は書式第16と同様とする。
- 4 その他は、意匠法施行規則様式第1の備考1から8まで、10から12まで及び14から19まで同様とする。

(改訂令和2・12)